

## 「いじめ」と自殺

大津市でのいじめ自殺事件以降、いじめを原因として自殺する子どもについての報道が増えている。いじめは、何か必然があって、その子どもに起こるわけではない。本当に偶然のことである。たった一つの偶然が、必然のようになり、逃れられないものとして重くのしかかり、その子どもを押しつぶしてしまう。周囲は、「もし、あのとき…」などと考えてしまうが、取り返せない時間は、むなしく、もどかしく、あまりに悲しい。

その自殺が、いじめが原因となっているかどうかは、「因果関係」の問題として議論されるが、法律の世界では、加害者や一定の者への帰責性、可罰性の問題として争われる。「因果関係」がないとされれば、責任を感じなければならない場合であったとしても、責任を負う必要はないということになる。他方で、その子どもに親しい関係にある者でも、「何でこんなことで…」と思うような場合もある。生徒会や部活などで、ある子どもが、その子に、ちょっとつらく当たったことが引き金になったとしか考えられない場合で、これを「いじめ」として、その子に当たった子どもに負わせるには余りに気の毒な場合である。

子どもが死を選ぶという場合、一般に報じられているほど単純ではない。引き金になった事実があるとしても、いろいろな事情を抱え込んでいたり、思い悩んでいたり、さらに、その子どものその時のキャパシティの問題もある。帰責や可罰といった法律論を越えて、本当にこうした子どもを減らしたいのであれば、罰による抑止や「傷ついていることもあるんだよ」という加害の側や周囲の気づきだけでなく、傷ついている子どもの声や態度に耳を傾け、その子どもに寄り添う「しきみ」が不可欠である。わが国のいじめ対策が、大騒ぎをするだけで、何も変えられていない原因はこの辺にある。

弁護士 野村 武司



### 退所しました

出産を機に4年間勤務致しました事務所を1月末をもちまして退所致しました。在職中特に最後の半年間は、所員をはじめ皆様から温かいご配慮を頂き改めて厚くお礼を申し上げます。今後当分は子育てに専念することとなります。充実した私生活を将来の弁護活動に生かしてまいりたいと思います。本当に有り難うございました。

弁護士 西澤 豊陽子



営業時間 祝日を除く月～金 午前9時30分～午後5時30分  
法律相談 預約制 048-946-1730までお電話ください

## 独協地域と子ども法律事務所だより

2013.4  
vol.6

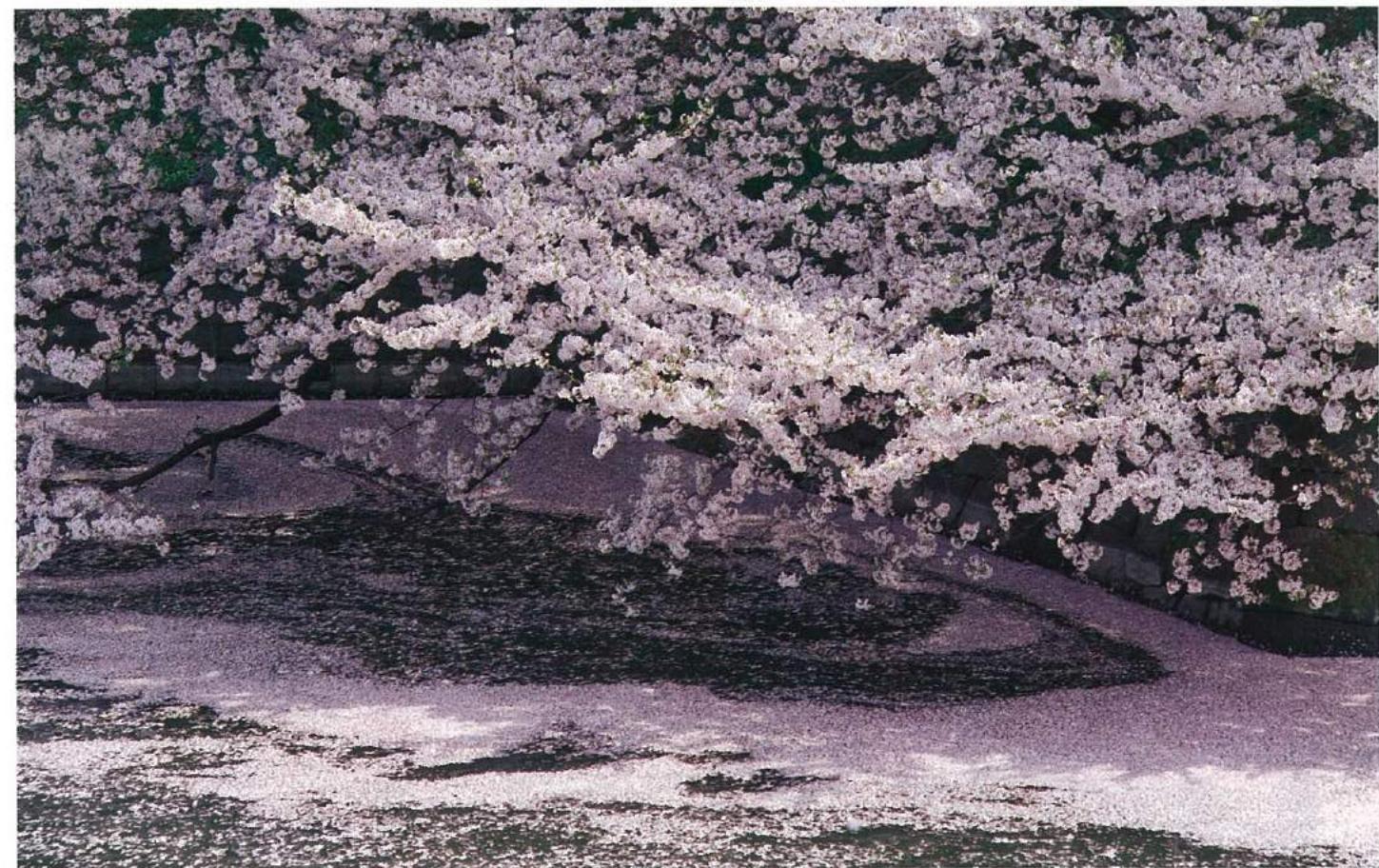


Photo:Takeshi Nomura

### ご挨拶

昨年中原弁護士が、今年川原弁護士が入所して事務所の仲間に加わりました。いずれも獨協法科大学院の卒業生で、活躍を始めています。西澤弁護士が出産に際して退所致しましたが、これらの弁護士の個性を生かしつつ、所員団結して、事務所の目標とするところを追求してゆきたいと存じます。

私たちの事務所は、引き続き、獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターを支えつつ、子ども・少年の問題に重点を置き、草加を中心とする地域住民の権利擁護に努力する事務所であります。また、獨協法科大学院の中の法律事務所としても、現実の事件を学生とともに考え、取り組むことによって、学生の大きな力となることを目指してゆきたいと考えています。これからもよろしくお願い致します。

所長  
弁護士 柳 重雄

### 独協地域と子ども法律事務所

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10  
TEL.048-946-1730/FAX.048-946-1733 <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice/>

## ますます輝く憲法を守ろう

憲法改正をしようという動きがにわかに強まっています。そして、今後急ピッチで、改正に向けての動きが進められそうです。しかし、本当に憲法改正の必要があるのでしょうか。日本の憲法は、戦後から現代にかけて益々輝きを増し、改正どころか現実の政治社会のあり方を憲法の基本原則に少しでも近づける努力こそ重要なのではないのでしょうか。

平和の問題では、憲法9条の中で、「国防軍」などという名称で、軍隊を正式に持てるように改正しようとの動きがあります。でも、憲法で軍隊を持てるようになり、いわゆる集団的自衛権も肯定されてしまったら、憲法の平和主義の制約が取り払われ、日本の軍隊が外国に行って戦争ができることになってしまいます。戦争の惨禍にあわないように、あらゆる努力を尽くすのが憲法の目指すところではないのでしょうか。

新自由主義の嵐が吹き荒れ、格差社会、非正規労働、生活保護費の削減等々憲法25条の理想はなきに等しい現実にあります。これこそ、25条の理想に従った政治のあり方が求められるのではないかでしょうか。

我が国憲法は、正当に選挙された議員によって政治を行う民主主義の国のはずですが、国民の声が、国会にきちんと反映されているでしょうか。いわゆる小選挙区制度のもとで、国民の声がゆがめられ、国民の声が届かないという状況にはなっていないでしょうか。

憲法が押しつけられたなどという以前に、益々輝きを増し国民の中に定着をしていると思います。私たち法律事務所からも、このような観点から要請があれば、憲法学習会の講師に応じてゆきたいと思います。

(当事務所開催、第7回 法律講座)

弁護士 柳 重雄

### フランスにて



弁護士  
柳 重雄

彫刻の勉強で留学している娘を訪ねて、年末年始をフランス・パリで過ごしました。パリの典型的な観光地であるオペラ座、シャンゼリゼ通り、モンマルトル、エッフェル塔などだけでなく、TGV(新幹線)に乗って古いお城で有名なローワル地方にも、モン・サン・ミッシェルにも出掛けました。きっと贅沢だなと思うかも知れませんが、私にとっては生涯に何度もない、仕事に追われるこのないゆつたりとした時間でした。しかし、日本に帰つてから、フランスでの時間が、夢まぼろしのように感じられ、また再び仕事に追われる日々です。

### 10年目を迎えて



弁護士  
井原 正則

今年で、弁護士10年目になります。弁護士になった最初の3ヶ月、過去10年分をまとめて経験するような濃密な内容でした。そのときは、この密度のまま、5年、10年と続けることはできないと思いました。

それを何とか続けてこられたのは、妻や子どもたち、諸先輩方、事務所スタッフの助けもありましたが、何よりも依頼者の「ありがとう」の一言があったからだと思います。依頼者から1つでも多くの「ありがとう」をいただけるように、まずは10年続けていくことを目標にしていきたいと思っています。

## 弁護士紹介

### リーガルサービスとして



弁護士  
野村 武司

獨協大学法科大学院を任されて2期目後半を迎えます。当事務所は、法科大学院の施設である「地域と子どもリーガルサービスセンター」とともに、地域の法曹のあり方と養成をいつも心に留めながら、地域の問題、子どもの問題を中心に活動してきました。現在、法曹人口と弁護士の就職問題などとともに、法科大学院制度自体がはや曲がり角に来ています。他方で、日常目の当たりにすることは、人間関係に問題を抱えながら、リソースにつながれない人たちの存在です。向かっている方向と現実のギャップをいかにすべきか、実践を通じて、また責任ある立場からも問題提起をしていきたいと考えています。

### 地域と子ども



弁護士  
中原 潤一

私の1年間の弁護士活動は、家事・民事・刑事など地域の方々に寄り添いながら活動する事件や、子どもについての専門的知識を要する事件など、まさに地域と子どものためにささげて参りました。そして、この1年間の弁護士活動を支えてくれたのは、依頼者の皆様の笑顔でした。これからも、困難に立ち向かう皆様が笑顔になれるように、全力を尽くして参りたいと思います。また新たな一年がスタートしますが、自分がどれだけチャレンジできるか、自分自身楽しみでしようがありません。あとはこの一年で増えた体重が元に戻れば言うことはないのですが…

### NEW FACE

### 新任のご挨拶



弁護士  
川原 祐介

昨年の12月に入所致しました、川原祐介と申します。学習院中高等科、学習院大学、獨協大学法科大学院を卒業し、弁護士になりました。

中高ではブラスバンド部、大学では部員が200名いるオーケストラに所属し、10年間、トランペットを吹いて参りました。

「困っている人を助けたい」という思いで、弁護士を目指しましたので、地域に住む方々のため役立つ弁護士を養成する獨協大学法科大学院に入学致しました。そして、地域の方のことを「第一」に考える当事務所に入所致しました。

誰に相談したらよいか分からないまま、悩みを抱えいらっしゃる方も多いと思います。弁護士に相談して良いとか分からないという方もいらっしゃると思います。そのような方々のお話を、じっくり伺い、一緒に解決策を考えていきたいです。

法律事務所の「敷居」が高いと感じる方は多いですが、皆さまの力になりたいです。ぜひ相談にいらしてください。心よりお待ちしております。

## 生活の質の確保

### ～原状回復の意味～

原発事故の不動産の賠償基準(案)が提示されました。建物は、原則として固定資産額や建築価格を基準にして一定額の賠償金を受け取れるのですが、土地については固定資産額を基礎とすると極端に低い賠償しか受領できない事例が出てきています。

原発事故ではなく、火災で家が焼失したような場合には土地は残りますし、建物を再築するには、建物の時価額の賠償をうければ同質の生活ができました。しかし、土地から離れて避難をし、それも周辺何十キロの範囲で長期間立ち入りし難い状態が続いてしまった原発避難の場合はどうでしょうか。避難者が求めているのは、都市での生活ではなく、従前と同じ安全な生活です。埼玉などでこれを実現をしようとすると、土地の単価が大きく異なってしまい、賠償額が福島の土地の時価を数倍上回る場合が出てきます。考え方としては、避難者は自分で居住場所を選択したのではなく、避難の過程でやむを得ず、住み慣れない遠い地に居住したのであって、必要な費用は加害者である東電が全額負担すべきです。

原発事故を契機に保有する財産が計算上多くなったようにみえますが、自分が住みたい土地で、ともに暮らしたいという人と生活することが出来ておらず、仮に同じ広さの土地、建物を購入できても質的には格段に下がっています。では、避難者が銀座の一等地に住みたいと言ったら、福島で有していた土地と同じ広さの土地を購入するに足りる賠償額を認めることになるのでしょうか。理論的には考えられなくはないのですが、他の方との公平が問題となるでしょう。そこで、各地の弁護団は、原則として土地付住宅を購入する際の全国的な平均額での請求をしています(普通に、土地を購入し、建物を建てたらこの程度かかる)。これは今までの裁判実務ではなかった考え方です。未曾有の事故に対しては従前の考えにとらわれず、事実を見つめ、何が真の救済になるかを考える必要があるように思います。

弁護士 井原 正則

## 「子どもの引渡し」という問題

タイトルをご覧になって、「子どもの引渡しとはなんだ! 子どもは物じゃないんだぞ!」と思われた方もいらっしゃるかもしれません。そのとおりだと思います。ですが、たとえば、夫婦が離婚する際に、別居を決心した一方が他方の同意なく、子どもを連れ去って別居してしまうことがあります。そのようなときに、連れ去られた側の親が、子どもを返してほしいがために、連れ去った側の親に対して提起するのが、「子どもの引渡し」請求審判なのです。

この審判では、連れ去られた側の親のもとに子どもを「引き渡す」「引き渡さない」という判断をするわけですが、その際に基準となるのが「子の福祉」です。要するに、何がその子にとって一番幸せかという点を、従前の養育状況等を考慮して判断するのです。一つの考え方として、現在日本が批准を検討しているハーグ条約という条約が掲げる「連れ去られてしまった子どもはひとまず元の環境に戻す」という視点があります。この考え方は、環境の変化は子どもに非常にストレスを与えるものであることを示唆するものであると同時に、連れ去られた後の環境の「現状維持」を重視し、ともすれば「連れ去ったもの勝ち」となりかねないわが国の審判のあり方に警鐘を鳴らすものもあります。昨年、連れ去られた後に「引き渡し」を受けた依頼者のお子さんがスクスクと成長し、笑顔でママに抱きついている姿を見て、その思いを強くしました。

弁護士 中原 潤一